

皇學館大学における科学研究費補助金による研究活動の不正行為について

1. 案件概要

平成27年3月、皇學館大学に同大学現代日本社会学部 守本 友美 教授の著作物に剽窃の疑いがあるとの公益通報があった。

これを受け、大学が調査委員会を設置し調査を行った結果、指摘のあった著書を含む論文5編及び書籍2冊において35箇所盗用があることが判明した。

2. 調査経過等

平成27年 3月 2日 皇學館大学において公益通報の事象に関する調査委員会を設置

公益通報の事象に関する調査ワーキンググループ設置
(以降、平成27年5月までにそれぞれ4回開催)

平成27年 5月28日 公益通報の事象に関する調査委員会による調査結果報告

平成27年12月25日 ホームページ上で公表

3. 調査結果の概要

【不正行為について】

- ① 守本教授が筆頭著者及び責任著者である論文、著書において、他の研究者とほぼ同じ、若しくは極めて似た表現の箇所や、細部にわたる表現が完全に一致している箇所が複数見られた。守本教授によれば予め他の研究者の論文等から参考となる箇所を保管し、これらを活用して論文を執筆したとのことであるが、その際参考とした箇所と自身の知見に混用が生じた。さらに参考にした論文等は適切な引用をせずに自身の論文に使用していた。
- ② 守本教授は本件盗用について過失による不注意であると主張しているが、継続的に引き写している箇所が多いことや、他者の表現をほぼ違えることなく引き写している部分が多い事などから、これらすべてが不注意によるものとは考え難い。
- ③ さらに学生に対し盗用に関する遵守事項を指導する立場の人間が、基本的認識に欠けることはあり得ず、明らかに故意性をもってなされたと理解するのが自然である。したがって、守本教授に盗用があったと結論付けた。

【研究計画調書及び研究費の支出について】

守本教授を研究代表者とする科学研究費補助金のうち、これらの論文等が研究実績報告書及び研究成果報告書に含まれたものは1課題であり、不正行為と直接関係のある支出はなかった。

また、公益通報を受けた当該著作物について調査した結果、発刊経費並びに掲載内容に係る研究費のいずれも大学の予算により賄っており、科研費については

一切使用されていないことが確認された。

(関係研究課題)

・ 研究課題名	社会福祉施設のボランティアコーディネーター養成のための教材開発に関する研究		
・ 課題番号	23530782		
・ 研究種目	基盤研究（C）配分額	平成23年度	650千円
		平成24年度	1,170千円
		平成25年度	1,300千円
		計	3,120千円

・ 不正行為と直接関連がある支出 なし

4. 機関による措置

(1) 不正行為があったとされた論文等の取り下げ等

① 盗用があった書籍（出版社による措置）

2冊の著書について1冊は絶版とし、もう1冊については購入者に対し返金対応を行った。

② 盗用があった論文

取り下げを要請した。

(2) 機関における処分の状況

停職3ヶ月（平成27年6月1日）